

E8-25-03
25. 4. 22

設備共用受電における
大阪市自家用電氣工作物保安規程運用要領
(制定 平成 18年 9月 5日)
(最近改正 平成 25年 4月 22日)

大阪市都市整備局

目次

第 1 条	目的	1
第 2 条	自家用電気工作物の範囲及び保安の責任分界	1
第 3 条	設備共用受電	1
第 4 条	保安業務	2
第 5 条	工事に係る保安業務	2
第 6 条	保安業務の調整	3
第 7 条	協議	3
第 8 条	主任技術者	3
第 9 条	総括主任技術者	3
第 10 条	保安業務に従事する者	4
第 11 条	電気機器等の使用手続	4
第 12 条	職員以外の者の施設使用	4
第 13 条	保安教育	4
第 14 条	工事の計画及び実施	5
第 15 条	巡視、点検及び測定	5
第 16 条	巡視、点検及び測定結果の報告	5
第 17 条	電気の使用制限等	5
第 18 条	運転及び操作	6
第 19 条	発電所の整備	6
第 20 条	非常用発電装置の整備	6
第 21 条	防災体制	6
第 22 条	非常災害等緊急時の措置	6
第 23 条	保安標識の掲示	7
第 24 条	保安業労を阻害するものの除去	7
第 25 条	設備台帳	7
第 26 条	文書、記録等の整備	7
第 27 条	機器、資材等の整備	7
第 28 条	実施要綱の作成	7
附則		8
別表-1	電気機器等使用手続	9
別表-2	巡視点検測定基準	15
別表-3	非常用発電装置巡視点検測定整備基準	19
別表-4	設備台帳	23
別表-5	各種関係書式及び保存期間	28

設備共用受電における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領

制 定 平成 18 年 9 月 5 日 局長決裁

大阪市自家用電気工作物保安規程の施行の細目を次のとおり定める。

設備共用受電における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領

(目的)

第 1 条 この運用要領は、大阪市自家用電気工作物保安規程(昭和 42 年市長達第 9 号、以下「規程」という。)で規定する自家用電気工作物と、規程以外の保安規程で規定する自家用電気工作物との設備を共用して受電する設備共用受電施設(以下「共用受電施設」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、規程第 24 条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な細目を定めることを目的とする。

(自家用電気工作物の範囲及び保安の責任分界)

第 2 条 この運用要領に定める共用受電施設の自家用電気工作物の範囲及び責任分界は、共用受電施設ごとに別に定める。

(設備共用受電)

第 3 条 電気事業者と共用受電施設の設備共用受電の取扱いは、別途電力需給契約関係者間で協定する「設備共用受電に関する協定書」による。

- 2 共用受電施設に設置され共用する受電設備の自家用電気工作物の工事、維持及び運用その他に関しては、別途共用受電施設の設置者間で協定する「設備共用受電に関する協定書」による。
- 3 共用する受電設備の範囲(以下「設備共用範囲」という。)は前 2 項に規定する協定書に明記しておかなければならない。
- 4 設備共用範囲内の工事、保守及び保安等の事前相互打ち合わせ、立入り、立会いに関しては、相互連絡を密に行い、必要に応じ相互立会いにて作業を行う。
- 5 設備共用範囲外での工事、保守及び保安等は、相互に支障がでないよう必要に応じて連絡、調整を行った後、作業を行う。

(保安業務)

- 第4条 規程第3条に規定する保安業務とは、規程で規定する自家用電気用工作物（以下「電気工作物」という。）に係る管理運営の計画と実施に関する次の業務をいう。
- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するための計画と実施に関すること
 - (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員の保安業務に係る組織と分掌に関すること
 - (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員等に対する保安教育に関すること
 - (4) 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するための関係法令並びに技術基準に基づく監督及び措置に関すること
 - (5) 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するための巡視、点検、測定、整備と保全に関すること
 - (6) 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するための非常災害等緊急時の措置に関すること
 - (7) 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するための主務官庁への申請、届出若しくは報告に関すること
 - (8) 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するための記録、図書の整備に関すること
 - (9) 電気工作物の運転及び操作に関すること
 - (10) 電気を使用する機器、又は電気設備を設置、変更若しくは廃止する場合の承認等に関すること
 - (11) 電気工作物の法定事業者検査に関すること
 - (12) その他、電気工作物の保安を確保するための必要な措置に関すること

(工事に係る保安業務)

- 第5条 都市整備局長が依頼を受けた電気工作物の工事で、工事に係る保安業務の管理部分と工事の施工を依頼した規程の共用受電施設（以下「施設」という。）の局長等（規程第2条第3項に規定する局長等をいう。以下同じ。）が実施する保安業務の管理部分とが明確に区分することができる場合は、規程第3条第1項の規定にかかわらず、その工事の保安に関する業務の管理は都市整備局長が行う。ただし、保安業務の管理区分を明確にできない場合は、当該施設を所管する局長等が行う。

(保安業務の調整)

第 6 条 都市整備局長は、規程第 4 条第 1 項の規定に基づき保安業務の管理の調整を行うため、都市整備局に所属する職員のうちから補助する者を指定することができる。

(協議)

第 7 条 規程第 5 条第 1 項に規定する管理部局長（以下「管理部局長」という。）は、保安業務組織を変更する場合は、都市整備局長に協議するものとする。

2 管理部局長以外の局長等は、次の各号の 1 に該当する場合は、都市整備局長と協議するものとする。

- (1) 保安業務組織を変更する場合
- (2) 保安業務に従事する職員を配置又は変更する場合
- (3) 施設又は電気工作物を設置、変更又は廃止する場合
- (4) 主務官庁等に対し許認可の申請、届出又は報告を行う場合
- (5) 各種取扱基準等を施行する場合
- (6) その他電気工作物の保安上都市整備局長が必要と認めた場合

(主任技術者)

第 8 条 局長等は、規程第 5 条に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を施設に指定するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を定めておくものとする。

- (1) 事務分担
 - (2) 担当施設名及び同配置年月日
- 2 局長等は、施設に原則として専任の主任技術者を置くものとする。
- 3 主任技術者は局長等を補佐し、第 4 条の保安業務を誠実に行わなければならぬ。

(総括主任技術者)

第 9 条 総括主任技術者は、当該管理部局長を補助し、次の職務を行う。

- (1) 管理部局内の保安業務の統括に関すること
- (2) 当該管理部局内の主任技術者等の事務分担の調整に関すること
- (3) 当該管理部局内の保安業務に係る指示、指導に関すること
- (4) 保安業務の連絡、調整に関すること

(保安業務に従事する者)

第 10 条 局長等は、施設の保安業務を円滑に遂行するため、必要ある場合は、電気に関する保安業務に従事する者を置かなければならない。

(電気機器等の使用手続)

第 11 条 施設において、電気を使用する機器又は電気設備を設置する者は、「別表・1」に基づく様式による書類を主任技術者に提出し、承認を受けなければならぬ。

- 2 電気を使用する機器又は電気設備を設置する者は、その工事が完了した場合、主任技術者の検査を受け、検査に合格した後でなければ、これを使用してはならない。
- 3 前 2 項の規定は、電気を使用する機器又は電気設備を変更若しくは廃止する場合にも準用する。

(職員以外の者の施設使用)

第 12 条 施設の管理者は、職員以外の者に施設の電気設備を使用させる場合又は電気を使用する機器若しくは電気設備を設置させる場合は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する事項並びに次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 電気に関する保安業務を担当する者の選任
- (2) 使用許可を受けた部分の電気に関する保安業務の実施
- (3) その他使用許可を受けた部分及び共用部分の電気の保安確保に必要な事項
- 2 前項の規定は、電気を使用する機器又は電気設備の変更若しくは廃止する場合にも準用する。

(保安教育)

第 13 条 主任技術者は、規程第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき保安業務に従事する者に対して保安教育を行わなければならない。

- 2 前項の保安教育は、原則年 1 回以上実施するものとする。
- 3 保安教育とは次の事項をいう。
 - (1) 関係法令、規則に関すること
 - (2) 電気工作物の工事の保安に関すること
 - (3) 巡視、点検及び測定に関すること
 - (4) 設備及び機器の取扱いに関すること

- (5) 緊急時の電気工作物の取扱いに関すること
- (6) 記録、図書の整備に関すること
- (7) 技能、知識の習得及び技術の向上に関すること
- (8) その他電気工作物の保安の確保に必要な事項

(工事の計画及び実施)

第 14 条 電気工作物の工事を計画及び施行する局長等は、計画、設計及び施工を担当する者に、施設の保安を確保するため、その施設の主任技術者の意見を尊重するよう努めさせなければならない。

2 当該施設の主任技術者は、前項の計画、設計及び施工を担当する者に関係図書に基づき説明を求めることができる。

(巡視、点検及び測定)

第 15 条 巡視、点検及び測定の基準は、「別表-2」によるものとする。

2 巡視、点検及び測定等は、当該施設の主任技術者が、「別表-2」に基づき、施設の実態、電気工作物の設備内容及び施設の業務活動と調整を図り、計画的に実施するものとする。

(巡視、点検及び測定結果の報告)

第 16 条 主任技術者は、巡視、点検及び測定の結果に基づき、必要があると判断したときは、総括主任技術者及び施設の管理者に報告するものとする。

(電気の使用制限等)

第 17 条 主任技術者は、施設又は電気工作物等の保安を確保するため、次の各号の 1 に該当する場合は、施設の管理者と協議して送電を停止することができる。

- (1) 巡視、点検、測定又は工事等のため停電を必要とする場合
- (2) 電気工作物に異常が確認されるなどにより電気保安に支障をおよぼす恐れがあると判断した場合
- (3) 施設を使用する者が、主任技術者の保安を確保するための指示に従わない場合

(運転及び操作)

第 18 条 主任技術者は、管理部局長が定める「運転・操作基準」に基づき、施設の実態、設備内容及び業務活動と調整を図って、正常に作動するよう努めなければならない。

(発電所の整備)

第 19 条 発電所を管理する局長等は、巡視、点検、測定及び整備に関する「発電所整備基準」を定め、都市整備局長に報告するものとする。

- 2 前項の規定は、同基準の変更又は廃止の場合にも準用する。
- 3 発電所の整備は、「発電所整備基準」に基づき、当該施設の主任技術者が、施設の実態、設備内容及び業務活動と調整を図って、計画的に実施するものとする。
- 4 巡視、点検、測定及び整備の結果については、第 16 条の規定を準用する。

(非常用発電装置の整備)

第 20 条 非常用発電装置の巡視、点検、測定及び整備の基準は、「別表-3」によるものとする。

- 2 巡視、点検、測定及び整備は、「別表-3」に基づき、当該施設の主任技術者が第 15 条第 2 項の規定を準用して実施する。
- 3 巡視、点検、測定及び整備の結果の報告については、第 16 条の規定を準用する。

(防災体制)

第 21 条 局長等は、非常災害時の施設及び電気工作物の保安を確保するため、大阪市地域防災計画に基づき、次の事項を定めておくものとする。

- (1) 防災組織に関すること
- (2) 防災訓練に関すること

(非常災害等緊急時の措置)

第 22 条 主任技術者は、非常災害等緊急時における施設及び電気工作物の保安を確保するため、次に定める事項を実施するほか、電気の使用に関して緊急を要すると判断したときは、機宜の措置をとることができる。

ただし、実施後遅延なく施設の管理者に報告しなければならない。

(1) 巡視、点検及び測定

(2) 応急措置の実施

(3) その他施設及び電気工作物の保安の確保に必要な事項

2 保安業務に従事する者は、主任技術者の指示による措置のほか、主任技術者が不在の場合は、前項の業務を実施しなければならない。

(保安標識の掲示)

第 23 条 主任技術者及び保安業務に従事する者は、電気工作物の工事、運転・操作、点検又は補修等を実施する場合は、保安標識等を掲示して、無断操作、立入り等による事故を防止しなければならない。

(保安業務を阻害するものの除去)

第 24 条 主任技術者及び保安業務に従事する者は、物品の放置等が施設及び電気工作物の保安業務を阻害すると判断したときは、電気の保安を確保するため、物品の除去等を施設の管理者に指示し、それに従わなければ機宜の措置をとることができる。

(設備台帳)

第 25 条 規程第 21 条でいう「設備台帳」は、「別表-4」によるものとする。

(文書、記録等の整備)

第 26 条 保安業務に関する文書、記録及び日誌等の整備並びに保存期間は、「別表-5」によるものとする。

(機器、資材等の整備)

第 27 条 局長等は、所管する施設又は電気工作物の適切な保安管理を行うため、機器、資材等を整備しなければならない。

(実施要綱の作成)

第 28 条 局長等は、施設の「自家用電気工作物保安業務実施要綱」を定め、電気工作物の適切な保安業務の実施に努めなければならない。

附 則

この運用要領は、平成 18 年 9 月 5 日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成 24 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成 25 年 4 月 22 日より施行する。

許可番号 号

電気機器等使用（変更）承認申請書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領（又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領）第11条第1項（第3項）の規定に基づき、電気機器等を使用（変更）したいので、配置図、配線図を添えて申請します。

機器を使用（変更）する 事業場の所在地	
機器を使用（変更）する 事業場の名称	
使用（変更）する機器の 概要	
設置個所	
使用目的	
保安を担当する者の 氏名・資格等	所属： 氏名： 資格： 番号： 号
使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日・設備使用終了まで

上記使用申請に係る電気機器等の使用については、電気の保安に関する主任技術者の指示を遵守することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

*正副2通

許可番号 号

電気機器等使用廃止届出書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領(又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領)第11条第3項の規定に基づき、電気機器等の使用を廃止しますのでお届けします。

使用を廃止する事業場の所在地	
使用を廃止する事業場の名称	
廃止する機器の概要	
廃止する機器の設置個所	
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日

上記届出に係る電気機器等の使用廃止については、原状に復することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

*正副2通

許可番号 号

電気機器等使用（変更）承認申請書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領（又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領）第12条第1項（第2項）の規定に基づき、電気機器等を使用（変更）したいので、配置図、配線図及び誓約書を添えて申請します。

機器を使用（変更）する事業場の所在地	
機器を使用（変更）する事業場の名称	
使用（変更）する機器の概要	
設置個所	
使用目的	
保安を担当する者の氏名・資格等	所属： 氏名： 資格： 番号： 号
使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日・設備使用終了まで

上記使用申請に係る電気機器等の使用については、電気の保安に関する主任技術者の指示を遵守することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

*正副2通（外部者用）

誓約書

平成 年 月 日

大阪市長

様

所 在 地 _____

施 設 名 _____

此の度、上記施設に申請者 _____ が設置する電気機器

の使用につきましては、電気に関する法令・規則及び技術基準並びに大阪市自家用電気工作物保安規程・同運用要領等の規定を遵守し、電気主任技術者が実施する電気の保安のための指示に従うと共に、その保安の業務に協力致します。

なお、申請者の都合により電気機器を変更し、若しくは廃止するとき、あるいは施設の事情により使用状況の変更若しくは、廃止する必要が生じたときは、原状に復することを誓約致します。

平成 年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

外部者用

許可番号 号

電気機器等使用廃止届出書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領（又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領）第12条第2項の規定に基づき、電気機器等の使用を廃止しますのでお届けします。

使用を廃止する事業場の所在地	
使用を廃止する事業場の名称	
廃止する機器の概要	
廃止する機器の設置個所	
廃止理由	
保安を担当していた者の氏名・資格等	所属： 氏名： 資格： 番号： 号
廃止年月日	平成 年 月 日

上記届出に係る電気機器等の使用廃止については、原状に復することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

*正副2通（外部者用）

別表-2 巡視点検測定基準

巡視、点検、測定等の基準

運用要領第15条に規定する巡視、点検及び測定の基準は、下記に示すとおりとする。

1 日常巡視点検

日常の業務を通じて、主として運転中の電気工作物について目視等により巡視点検を行い、電気工作物の異常の有無を確認する。

また、異常を発見した場合は、臨時点検等を行い、必要な措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、施設の規模、内容及び電気工作物の種類、形式等に応じて、点検時の安全確保に配慮した点検内容及び巡視経路を定め、一定の周期で巡回点検を行う。

点検等の項目は概ね次のとおりとするが、施設によっては定期点検で実施する場合もある。

- (1) 異音、異臭、異常振動、過熱、焼損、損傷、き裂等の有無
- (2) じんあい、漏油、漏水、湿気、汚損、異物の付着等の有無
- (3) 小動物類の侵入、隙間の有無
- (4) 表示灯類及び指示計器類の確認
- (5) 負荷の使用状況の把握
- (6) 蓄電池液、潤滑油等の消耗性物品の状況確認
- (7) 他の工作物、樹木、造営物等との離隔距離の確認
- (8) その他保安上必要な事項

2 定期点検

日常の巡視点検で実施し難い電気工作物の重要な個所について、できるだけ電気工作物の運転を停止し、又は測定機器の使用等により点検、試験、測定等を実施することにより、電気工作物の異常の有無を確認し、以後の使用に耐えられるよう調整、手入れ又は必要に応じ分解等の措置を講じる。なお、停電点検の場合は、電気設備の清掃を行う。

上記業務を実施する場合は、施設の規模、内容及び電気工作物の種類、形式等に応じて、点検時の安全確保に配慮した点検内容を定め、一定の周期で点検を行う。

点検、試験及び測定等の項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の調整、手入れ、清掃及び取付状況の確認
- (2) 接続部分のゆるみ、焼損等の有無
- (3) 配線状態の確認
- (4) 電気工作物の錆、腐蝕、損傷、き裂、汚損、摩耗等の有無
- (5) 他の工作物、樹木、造営物等との離隔距離の確認
- (6) 機器操作部等の摩耗状況の確認
- (7) 電気工作物の試験、測定
 - ア 接地抵抗測定
 - イ 絶縁抵抗測定
 - ウ 絶縁油試験
 - エ その他必要な試験、測定
- (8) 各機器、継電器の動作及びシーケンス試験
- (9) その他保安上必要な事項

3 精密点検

電気工作物の運転を停止し、電気機器の分解、清掃、手入れ等を行い、綿密に内部点検及び試験測定等を実施することにより、以後長期間の使用に充分耐えられるよう調整並びに部品取替等の措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、施設の規模、内容及び電気工作物の種類、形式等により、必要に応じ点検周期を定めて実施する。

点検、試験及び測定等の項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 機器、装置等の分解による点検及び清掃、並びに損傷、摩耗など異常箇所の修理及び部品取替
- (2) 電気工作物等の絶縁強度、耐用度、性能、機能等の点検確認並びに必要な試験、測定及び校正
- (3) その他保安上必要な事項

4 臨時点検

異常を発見した場合若しくは電気事故、故障等が発生した場合は、定期点検又は精密点検に準じて実施し、電気工作物の損傷、異常又は被害の程度及び状態を調査すると共に、必要な措置を行う。

5 点検、測定並びに試験の周期

原則として下表によるが、施設の用途及び管理形態並びに受変電設備の方式、規模及び経年劣化の程度等を考慮し、周期を変更して実施することが出来る。

	点検	試験測定
受電・変電・配電設備	<p>日常巡視点検 1月1回以上実施する。</p> <p>定期点検 1年1回以上実施する。 ただし、点検は電気専門技術者が行い、停電点検時は、必ず機器等の清掃を行うこと。</p>	<p>接 地 抵 抗 測 定 1年に1回実施 絶 縁 抵 抗 測 定 1年に1回実施 保 護 繼 電 器 試 験 1年に1回実施 制 御 装 置 動 作 試 験 1年に1回実施 絶 縁 油 特 性 試 験 3年に1回実施 絶 縁 耐 力 試 験 必要に応じて実施 計 器 類 の 較 正 必要に応じて実施 そ の 他 必 要 事 項 必要に応じて実施</p>
蓄電池設備	<p>精密点検 3~5年に1回実施する。</p> <p>臨時点検 必要に応じて実施する。</p>	<p>比重又は内部抵抗、液温、電圧の測定 蓄電池の種類に応じて実施する。</p> <p>各種測定、試験 蓄電池に応じて実施する。</p> <p>その他必要事項 必要に応じて実施する。</p>
負荷設備		受電、変電、配電設備の各項目と同一の基準で実施する。

別表・3 非常用発電装置巡視点検測定整備基準

非常用発電装置巡視、点検、測定及び整備の基準

運用要領第20条に規定する非常用発電装置（以下「発電装置」と言う。）の巡視、点検、測定及び整備の基準は、下記に示す通りとする。ただし、発電機及び原動機は、機種、方式等により違いがあるため、本基準としては基本的な共通事項を挙げ、一般的な装置の整備基準を示すものとする。

1 日常巡視点検

日常の業務を通じて、運転中又は休止中の発電装置を主に目視等により点検を行い、異常の有無を確認する。また、異常を発見した場合は、臨時点検等を行い、必要な措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、施設の規模及び内容、並びに発電装置の種類及び形式等に応じて点検項目を定め、一定の周期で巡回点検を行う。

点検等の項目は、概ね次の通りとするが、施設によっては定期点検で実施する場合もある。

- (1) 異音、異臭、異常振動、過熱、焼損、損傷、き裂等の有無
- (2) じんあい、漏油、漏水、湿気、汚損、異物の付着等の有無
- (3) 冷却水、潤滑油、燃料油の状況確認
- (4) 小動物類の侵入、隙間の有無
- (5) 表示灯類及び指示計器類の表示確認
- (6) 内燃機関各部位の温度及び回転速度等の指示値確認
- (7) 蓄電池と充電器又は空気圧縮機と空気槽の状況確認
- (8) その他保安上必要な事項

2 定期点検

日常の巡視点検で実施し難い発電装置の重要な個所について、点検、試験及び測定等を実施して装置の異常の有無を確認し、以後の使用に耐えられるよう調整、分解及び手入れ等の整備を講じる。

上記業務を実施する場合は、発電装置の種類、形式等に応じ一定の周期で点検を実施する。

点検、試験、測定及び調整等の項目は、概ね次の通りとする。

- (1) 発電装置の調整、手入れ、清掃及び取付状況の確認
- (2) 発電装置内外部の錆、腐蝕、損傷、き裂、汚損、摩耗等の有無

- (3) 電気機器及び配線等の試験、測定
 - ア 接地抵抗測定
 - イ 絶縁抵抗測定
 - ウ その他必要な試験、測定
- (4) 各機器、継電器等の動作並びにシーケンス試験
- (5) 蓄電池及び充電器または空気圧縮機及び空気槽の腐蝕、損傷、き裂、汚損、摩耗等の有無
- (6) その他保安上必要な事項

3 精密点検

発電装置の分解、清掃、手入れ等を行い、綿密に内部点検及び試験測定等を実施することにより、以後長期間の使用に充分耐えられるよう調整並びに部品取替等の措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、発電装置の種類、形式等により、必要に応じ点検周期を定めて実施する。

点検、試験、測定及び調整等の項目は、概ね次の通りとする。

- (1) 発電装置の分解による点検及び清掃、並びに損傷、摩耗など異常箇所の修理及び部品取替
- (2) 発電装置の性能、機能等の点検確認並びに必要な試験、測定
- (3) 蓄電池及び充電器または空気圧縮機及び空気槽の性能、機能等の点検確認並びに必要な試験、測定
- (4) その他保安上必要な事項

4 臨時点検

事故若しくは異常が発生した場合、又は災害が予想される場合は、臨時点検を実施する。

臨時点検は、定期点検又は精密点検に準じて実施し、発電装置の損傷、異常又は被害の程度及び状態を調査すると共に、必要な措置を行う。

5 非常用発電装置の整備基準

原則として下表によるが、施設の用途及び管理形態、非常用発電装置の方式、規模及び経年劣化の程度、並びに関係法令等を考慮し周期を変更して実施することができる。

点検・整備周期 点検対象		日常巡視 点 檢	定期点検	精密点検	臨時点検	試験測定
発電設備	発電機関係				異常が発生した場合に実施	蓄電池の比重又は内部抵抗種類に応じ実施
	原動機関係				長時間運転後に実施	接地抵抗測定
	・始動装置系	1月 1回以上実施	1年 1回以上実施	必要に応じて実施	災害が予想される場合に実施	絶縁抵抗測定
	・燃料油系		負荷運転		関連工事等により	リレー試験
	・潤滑油系				影響を受けた場合に実施	シーケンス試験
	・冷却水系				その他必要に応じて実施	その他必要な事項
	・原動機、発電機系	無負荷運転	必要に応じて実施			必要な都度
	・制御盤系					
	・給排気系					
建屋他	・補機その他					
	建屋及び外部付属設備	1月 1回以上実施	1年 1回以上実施	—		
その他	燃料等の備蓄、貯蔵槽の状況点検	1月 1回以上実施	1年 1回以上実施	必要に応じて実施		
	予備品等の備蓄状況の点検	—	隨時	—		—

(注) 整備周期に対応する具体的な作業内容は、本基準に基づいて各施設で作成する実施計画による。

実施計画の作成にあたっては、取扱い説明書をよく理解し、本基準に基づいて内容を充分精査すると共に、一般機器及び電路における「巡視点検測定基準」(別表-2) とも充分調整すること。

別表-4 設備台帳

設備台帳

設備台帳とは下記の事項をいう。

- 1 設備内容
- 2 自家用電気工作物構内図及び財産・責任分界点図
- 3 設備図面
- 4 機器基本台帳

1 設備内容

設備内容

番号		設 置 者 名	大阪市長		
		事 業 場 名			
業種	官 公 厅	所 在 地	TEL ()		
届 出 年 月 日		平成 年 月 日			
主 任 技 術 者 (工事・維持・運用)		種別 番号 名前	種別 番号 名前	種別 番号 名前	
供 給 變 電 所		関西電力株 変電所			
需要設備	受 電 電 壓	kV		kV	
	契 約 電 力	kW		kW	
	受 電 用 遮 斷 器	kV kA	A MVA	kV kA	A MVA
発電設備	発電種別 ・原動機	種類			
		燃焼 能力	1/h		1/h
	出 力	常用・非常用・コージェネ kV	kW	常用・非常用・コージェネ kV	kW
配 線 電 路		無	無		無
そ の 他					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 自家用電気工作物構内図及び財産・責任分界点図

様式1C

電気工作物構内図

所管名称	主任技術者	供給委託者	受電電圧
施設名称	財産・責任分界点	原動機種類	1/h
所在地	契約容量	発電機出力	1/h
	kW	kW	常用・非常用・コージェネレーション 常用・非常用・コージェネレーション
	kV	kV	kV
	kW	kW	kW

備考 用紙の大きさは日本工業規格B3とすること。

整理番号 ()

3 設備図面

設備図面には下記の事項を記載する。

- (1) 受電部分電路図
- (2) 高電圧部分電路図
- (3) 単線結線図
- (4) 電気室平面図及び配置図
- (5) 高電圧機器図
- (6) その他必要な図面

4 機器基本台帳

機器基本台帳には下記の事項を記載する。

- (1) 名称
- (2) 用途
- (3) 銘板記載事項
- (4) 試験成績
- (5) その他必要な事項

別表-5 各種関係書式及び保存期間

1 申請書、届出書、報告書関係

(1) 経済産業省関係書類

経済産業省規定書式による。

(2) 電気事業者関係書類

電気事業者規定書式による。

(3) 内部関係書類

経済産業省、電気事業者又は市の規定書式若しくはこれらに準じた書式による。

(4) 保存期間

無期

2 記録関係書類

(1) 自家用電気工作物巡視、点検、測定実施記録

「別表-2」に基づき、施設を管理する局長等が定める書式による。

(2) 発電所巡視、点検、測定及び整備実施記録

「発電所整備基準」に基づき、施設を管理する局長等が定める書式による。

(3) 非常用発電装置巡視、点検、測定及び整備実施記録

「別表-3」に基づき、施設を管理する局長等が定める書式による。

(4) 法定事業者検査関係書類

事業者検査の項目に応じた書式による。

(5) 日誌その他

「運転・操作基準」に基づき必要な項目に応じた書式による。

(6) 保存期間

法定事業者検査に係るものは 5 年、その他 3 年

3 台帳関係書類

(1) 設備台帳

「別表-4」に示す書式による。

(2) 備品台帳

備品の規格、性能、製品番号等を記載する。

(3) 保存期間

電気工作物の廃止まで

4 その他

(1) 電気機器等使用手続等関係書類

「別表-1」に示す書式による。

(2) 保存期間

1年